

108 明治12年12月16日 菊池長閑宛

第十四号 明十二 明十二年十二月十六日 (長閑注記)

第九号 (十月七日附十一月一日横浜出) 十一月廿八日達し第十号 (十月廿八日附十一月二十二日横浜出) 今日達す第九号にて於波ハ藤村の世話に預り居由他人とも違ひ藤村ハ修文所時代よりの入懇なれハ安心なり十号に為知られたる桜の芽出ハ殊の外の珍事なり尊詠ハ最面白聞ゆ政国の儀に付色々尋られたるケ条の手中紙の認方ハ少し上達したる様に被思時々ハ間違もあれと兵隊揚りの人には堪忍頃なるへし自分を論に引も可笑敷事なか

ら私の如く幼少より学校にのミ日を送り云ハ、我家の畳一寸掃たる事なき者とハ素より同日の論にハ参らす兵隊呉しは書生呉しと略似寄て我身一つの呉し方なれハ家内へのミ育たる者と較る日にハ我儘の所業多き訳私杯も日夜父君の膝下に侍らハ嘸尊意に叶はぬ動座あるならんと今より恐居次第考るに政国も私同然の病を持規矩正き家に住馴ぬ故儘其慮に添ぬ振舞あらん政国の不動座を抱まい旁是非に理を付る様なれ共兵隊呉しをしたる所ヤ実家にての育方を考合せたらは強ち咎められぬケ條もあらん素より我儘を働た両親に苦勞さするハ子たる者の恥る所にて許し難き所作なれハ幾重にも教訓を加られ其惡癖を除去れん事を私よりも願申すなれ共又一方より考見れハ右に申たる訳柄あれハ其辺考合せられ折中して能程に取扱れてハ如何ヤとも思ハる又同人も最早二十歳以上の人なれハ手執足執の育方をされぬハ素よりの事にて小児とハ違ひ急にも較しくも仕癖の直るハ覺束なく何れ共堪忍して除むるに鑄直さねハ叶ぬものかとも思ハる読書も人に依て好不好ありて十人か十人同じ様に見做れす素より無学文盲にてハ世渡に差支多く親たる者の見逃されぬ事なれ共通例の用か達せる丈の文学あらハ其余ハ其者の氣向に任せ商人に成うと百姓に成うと学者に成うと何分にも其者の所長を助遣る方ハ却て其者の為になる事儘あり強て氣の向ぬ仕事をさせても成就ハ覺束なく随て其身の為にもならぬ次第に至らん政国ニ読書の力ハ何程なるか更に存セね共手紙の文面を以て判すれハ先通常の用か足る様にも見ゆれハ強て責立るに及ぬかとも思はる右の数ケ條ハ父君に対して申上難事なれ共所存を包むも

可然業ならねハ恐多をも願す認めたり扣の一廉ともならは私の幸なり抑誰人にも子を持たる日にハ能育度念の深切なるハ同し事なれ共寛やかにして成就する者あり厳くて仕損ふ人あり段々世の中を見るに付て色々心付たる廉もある中に右念の深より細ケ敷事迄勢々云て咎直す人の子ハ必ず背を向て舌を出し大目に見て目に立廉々のミ懇ろに理を解教諭す者の子ハ常に能教を守り善程に育ものゝ如し近親の人々を諭に引も如何敷けれ共外に心当りの輩なければ申さんに大須賀の伯母様ヤ養子ハ何彼と喧敷咎たり叱たりする人達なりしか其子孫ハ教を守らぬのミならず常に冷笑する風なりし本宿の叔父母様ハ決て叱立ぬ人々なりしかとも其子供等ハ能教を守り正く育たり米田の大叔父様ハ委敷ハ存セね共至極厳く常に恐ろしき顔をし居たる人と寛ゆ去共其手際ハ格別勝れたる人達とも思はれず故那珂先生ハ左に云ふ諸事不取締の如き人なりしか其子ハ人並に劣らず育たり弟子の我々に至まで遂そ叱られたる事なけれ共鬼面火鉢の如き顔をし一神鳴声をして叱付寺小屋先生の教よりハ那珂先生の旨ハ行ハれたり先生の氣に合ぬ事を為たる時の心持ハ鞭にて折檻されたる節の氣持よりも悪かりし此等ハ私共後日子を持たる時に鑑と為へき事と存す左すれハ人生銘々性質の異なるものにて我子たり共諸事尽く我思ひ通りにさせる訳に至らぬもの且怖い顔をして叱付るよりハ愛して諭す方か上策なる事と思ふ右ハ政国の事にハ当らぬ事なれ共因に依て考の端ハ遂に爰に至たり子の育方ハ私共の能知へき事なれハ右等の考に謬あらは正され下さらハ幸甚ならん却説政国の病を直す妙業ハ善き人中を為見る事

ならん可愛い子にハ旅させろと云ふ譬の通り人中を見ねは吾足らぬ廉も見えず親の教示も身にすます自分の験しにても昔祖母君以下の教を受たる時にハ何故左様にセねは成ぬかと云事ハ更に分らざりし学校に入塾セし以来人に操立られ他人の長所を見て始て吾短を覚え成程祖母君以下の責たるハ爰なりと思し事儘あり人の形を見ねは吾姿の善悪ハ弁難シアメリカを見た所て日本のの善悪を悟りたると同然一人の行状迎も此に外ならず役人の就合ハ此業に成か成ぬかハ知す藤田以下と交たれば功能あるかも知れず父君も爰に見込あらせられて朋友の徳を論されたる由至極同意申す依てハ讀書を責立るよりハ此方を勸立たほふ可然と思ふ何分にも人に懐（こ）する質と察すれハ何様か宜仕方を考付付合をさせ度ものなり但し発明なる性とハ思はれぬハ鈍き所ハ堪忍して夫なりに導きたらハ直まいものにも非るへし今更離縁杯してハ阿恵起の不縁を歎く心中も痛み入且政国に勝る聲を又と得ハ極難なるへけれハ先々今年も仕込まれたし何しろ堪忍か大事なり私迎別に善仕案もなければ共婦朝の上ハ何か心付かも知ねハ一応当人の動座を見届たし爰に政国よりの書状二通を張付差上る秘密に内覧あるへし讀書等ニ付私の見込ハ前に申上たる通りなれハ父君教方の行届ぬ杯とハ夢にも思はず決て私に対し右様の心配あらまし

(長閑注記)

「十三年一月廿四日達ス

同二月八日第二号ヲ以返事」

十四号附録

西洋昔物語譚並珍談落し話（思出し次第記したれハ素り順序なし）

一 トルコ国王の大將マレクと云ふ人ギリス国と戦ひ

大勝利を得其帝王をも擒にしけれハ右帝王を呼出して問ふ様「貴殿は如何様の取扱を受たと思召ヤ」帝王答て云けるハ「貴殿若しも王者の師をなければ吾を放ち返すへし商人の如き師をする気ならば吾身を売へし將又牛屋の様なる軍する意ならば吾を屠るへし」トルコの大將其言葉に感し帝を送り返せしと云ふ

二 ポーランド国（先年ロシアに亡されし国なり）王カ

シミル第二世ハ殊の外博奕好なりしか或日臣下のコナスキと博奕をなしける時コナスキは負て所持の金を尽く失けれハ残念の余り王を殴きたり去ともコナスキは直に大罪を犯したる事を覚り其場を逃去んとせしかと守護兵に捕られて王の前に率れたり其時王の云けるは「此者の所業ハ更に怪むに足らず博奕の運にて返報をし兼遂に其朋友を悪様に取扱ふハ世間儘ある事にて此事の起たる咎ハ只朕一人にあるなり

高貴の面々の身上を潰す様なる悪行を盛にしたるハ皆朕か過ちなり」とて夫より罪人に向ひ「見れハ其方己の過度を悔る様な罰ハ夫にて充分なれハ其方の金を取返り決て再び博奕を打問敷そ」と云けるとなふ

三 アゼンス国（今はギリス国の一府なり）にて国の祝

に芝居を興行しける時老人の後れ来て其年齢ヤ身形に相応したる座を得兼居たるものありしか若者共此体を見て此方に來らは座を譲り遣らんとの意を手真似にて示しけれハ老人ハ漸々群集を押分て其座に至ると彼若者共ハ老人の座られぬ様屈付合ひ老人の呆れた面持を見物人に為見て樂ける故老人ハ憤りの顔色をしなから彼地此地と迂論付廻りたり然るに斯な折柄にハ外国人の為に座を設るハ例にて此日も鄰國のスパルタ人等か來会せ居たりしか老人か其方に近寄ると皆一同に座を立ち敬しく老人を迎て座を与けれハ「アゼンス」人ハ忽ち鄰國人の徳心に感し山嶽も崩る計り譽声を揚たり其時老人か呼りて云様「アゼンスの人ハ善を知分るれ共スパルタの人ハ善を行ふ」と云へりとそ

四 千七百三十四年（今年ハ千八百七十九年なり）にコン

テの領主がフキリツプスパルゲを囲たる時一人の勇卒大胆の働をなしたる者ありけれハ領主其勇に感し甚輕少なからとて金入を投与たり然るに翌朝彼勇卒

は金剛石の指輪ヤ其他金玉の身飾を持来り領主に申けるハ「恐ながら申上ます金財布か入たる金子ハ私に賜たるものと察ますれ共此品々ハ私の持へき謂所なけれハ返納に罷出ました」領主は勇卒に向ひ「其方の勇氣と正直心を思スハ其方ハ此二倍の褒美にも預るへき者ぞ」とて皆呉たりと云ふ

五 英国の大学者アイザーク、ニウトンは至て溫柔なる性合にて心の平かなる事何程の大変事ありても動ぬ人なりしと云ふ此人に金剛石と云ふ飼犬一疋あり殊の外可愛かりて置しに或夜一寸鄰部屋に往戻り見たれハ書院に残し置たる金剛石めか机の上に灯し置たる蠟燭を引摺返し丹靑を籠て書居たる草稿に火か移り殆ど皆灰となり掛たり此時ニウトンは最早老年にて復書直す力なけれハ数年の骨折も水の泡となりたる次第なりしかとも更に打懲しめ様とも思はず犬に向て「オ、金剛石金剛石お前は何程の悪さをしたか覚ぬぞ」と云しのミなりしと云ふ

六 ゼルマン国の陸軍少将ショットは名高き博奕の名人なりしか或夜フランス国の都パリにてフランスの豪家等余程大金の掛打をなし居たる時フランス軍役某の後家か色々難決する由を書付合力を頼む書面か廻り来りけれハ諸人各五両十兩と些少の金を恵みけり此時丁度二千五百兩の賄ありたるかショットか「一寸待なさいサア是か後家の物た」と云ながら才

を振たるに例の如く勝たれハ其金を皆台より浚ひ取り廻り来た盆に入れて彼後家に遣たると云ふ

七 ラドクリッフと云ふ医者か其友達の大病中始終診察しけるに初め薬礼を差出しても一向に引受す□□て病人ハ全快の後金子を財布に入れて持来り「此財布にハ日毎の診察料か入てあり貴殿の信切も去る事ながら拙者の礼謝の意を無になざる訳にもあるまいから之を取納られたし」と述べたれハ医者ハ財布の大きさを詠つゝ見舞たる日数を算ひ「拙者も最早辞退し難し一日〳〵の薬礼ならば一年か間も押返されるか斯一所に纏められて見てハ中々差戻す訳に参らぬ」と云て受納せしとそ

八 エギリスの公族に抱られたる医者あり(抹消)一見舞に付て二十五兩の薬礼を貰けれハ招かれる毎に早速飛出して行けるか或日も例の如く見舞に罷出又二十五兩ハメたものと思の外五兩金三枚ならてハ呉ねは大に当か違ひ弱りけるか一思案を考出し誤りたる風にて三枚共敷毛氈に落したり側使の者か一々金を拾取りて医者に渡せ共医者ハ矢張り彼地此地と毛氈の上を見廻し物探す体なれハ彼公族ハ金子ハ皆拾取さりしヤと問はせたる時医者ハ何食ぬ顔にて「ハイ手にハ三枚ならてハ五座りませぬから跡の二枚ハ未だ何所かに荷て居に違ひません」と申けれハ公族も仕方なく又五兩金二枚を足し呉ると云ふ

九 エギリスのドクトル、スマウレットは外出先跛足乞

食者か錢を乞けるか一分銀と思ひ誤つて五兩金を与
けれハ乞食ハ跛足を引摺ながら後より付来り頻りに
間違なるへしと云聞セける時スマウレットは同伴に
向ひ「サテモ、正直の神か飛んだ賤しき住家に宿
りたるものかな」と云宛五兩金一枚を取出して夫
共に遣りけれハ乞食は思寄ぬ恵に逢ひ喜過て言葉な
く只難有くと云たりとそ

十 五歳になる女兒に母様と祖母様ありけるか母様と同

し事に祖母様を可愛かりけり或日祖母様の誕生日に
当りけれハ母様か娘に向ひ「愛子坊ヤ今日ハ祖母
様の誕生日なれハお前ハ祖母様か極年寄になる迄存
生する様に守り玉ハれと神様に祈るものたヨ」と云
聞セけるか娘児ハ何か驚たる様子にて母の顔を詠る
故母ハ「ラヤマーお前は祖母様の豆敷て年寄る様に
神様エ願掛ぬ氣かい」と問たれば娘児ハ「オー母様
祖母様ハ最も今ても年寄たから又年寄る様にと願掛
るよりハ若くなる様にと祈りたいネー」と答しとそ
十一 昔阿部貞任(あべのさだとう)か俘となりて京都に登りし折公卿共ハ奥
州の田舎者か何事も知まいと侮り梅の花を手折来て
此ハ何そと尋ねし時貞任ハ「我國の梅の花とハ見ゆ
れとも大宮人ハ何と云らん」と詠して公卿共を恥し
めたる云伝に似たる譚ありフランスの都パリスの為
替座橋と云所にハ為替座ヤ仲買屋杯のミある事なる

か或日田舎者か此所を通り掛し時見世のミにて売物
の見えぬを怪み或仲買屋に立留り「此見世にてハ何
品を商はるゝヤ」と尋けれハ亭主ハ田舎者めと侮り
一番詐して遊はんものと思ひ「サレハサ私方にてハ
馬鹿の頭を商ふのサ」と答けるに田舎者ハ「左様で
五座るか馬鹿の頭か随分売れると見え只一つしか残
て居ません」と云しとそ

十二

或夜薬種屋か芝居を見物して居し所陸軍の士官か妻
を連れて来りしか薬屋さんか彼奥様に座を譲さりしか
ハ士官ハ恥しめられたりと考ひ果し合状を送たるに
薬屋ハ時刻を違す出会て自分かピストルを放事に甚
た不馴なれハ一つ果し合の手立を変たしとの趣を述
宛懐中より丸薬二つ取出し士官に向ひ「貴方ハ武士
なれハ得手勝手の勝負ハ好まれますまい扱爰に丸薬
二つあり一つは極大毒にて一つは何も障りなき薬で
五座りますか貴方か其中一つ撰んで服さるゝ時ハ私
も睨にらと残た分を吞ましよう」と云たれハ士官も呆れ
互に大笑となりて事済たりと云ふ

十三

或所に極々の貧乏者ありしか一夜其家に盜賊這入た
る時主ハ一向愕きたる風なく盗人に言葉を懸お前ハ
此夜夜半己このよなかの家に來て何を探すか知んか己ハ日の真
昼中に尋ねても此家にハ何も見えない」と云しとな
ん

十四

或息子ハ奢おごりに酖おとり色々の故障を作り手紙を遣り父よ

り金子を貰しか最早手術も尽果仕方なし左ながら金
か入用なれハ一思案をなし自分死去したるに因て早
速葬式料を送被下たしとの旨を認めたる一封を父に
送りしとそ

十五 或村の鍛冶屋か人殺をなし財に首縊の刑に行ハるへ
き旨申渡されし時村の重立たる百姓共挙て宰判役に
願出たる趣は当村に鍛冶屋とてハ右不調法人の外一
人も五座なく此者か居る節にハ馬に鉄杵を打車輪を
直す等の事出来申さす一村の難渋大方ならぬ故何卒
此者の命を助けられたしとなり宰判役ハ「其方共の
申立一応尤にハ聞かれ共既に科を申渡たるに今更夫
を無にする時ハ如何して法を正すへきそ」と申され
たる折日雇取一人進出テ「恐ながら申上ます当村に
ハ機織兩人五座りすか斯んな少さき所にハ一人て事
足ますれハ今一人の方を仕置に行ハれて可然と存し
ます」と云たりとそ

十六 或学校の先生ハ一書生の不行状を咎めたる(抹消)後上
言の誠を加え至極憫れなる声をして「貴方の不行状
を並たる書付を見たら父様か如何計悲しまれん白髪
の老人なれば悲歎に堪兼逝去なさるるかも知ぬ詎且
又」と云ハセも果す書生ハ「失敬ながら先生夫ハ貴
方の間違て五座ります私の親父ハ□鬘を冠ります」
と横鎗(横槍)を入たるとそ

十七 或老儒ハ多口(オシヤベリ)の若書生に向ひ「考て見なさえ人ハ言

事少なく聞事多からん為に天か耳二つに口ハ唯一つ
授たるてハないか」と申されたりとそ

十八 或人の病中見舞に来たる朋友か何故医者に掛らぬか
と問たれハ病人答て「未だ死ぬ氣ハ無からの事さ」
と云たりとそ

十九 アイルランドの人ハ尻首らの詰らぬ話をする事に名
高く十四番に記したる如き業をなす事数々なり或時
ン人のアイルランド人出会たるか一人「時に彼デ
ンめか何様して居か」と尋けれハ一人答る「ア、彼
奴も悪行をして首絞りの仕置を申付られたるか牢中
て死んだ計て命か助つた」と云しとそ

二十 又或「ア」人ハ自分の寝顔か見度思ひ鏡に對へて両眼
を閉たりと云ふ

二十一 又「ア」人か出歩行先路側に仆れ居者ありけれハ酔倒
れにてもあらんと頻に揺起セとも更に生体(シヤツ)なけれハ
鼻息を向けるに少しも息の通はねにて始て其死人な
るを知今々しさの余り死人に向ひ「手前死んだなら
何故早く左様云なかつたのた」と云しとそ

廿二 昔物語の名人エーソップは或日家出先旅人か来掛り
「申く向の村迄参るに何程の暇か入まじやう」エー
ソップ答て「存しません」旅人「見掛る所貴方ハ此
近辺に住居する人ならん」エーソップ「左様て五座
ります」旅人「左らは此近所の道程を五存したろう」
エーソップ「仰の通り」旅人「夫なら幾位時か入るか

分りそうなものた」エソープ「申上兼ます」旅人ハ
此爺狂氣者に違なしと悟り歩み出して二三間も行く
かと思ふ時エソープか〔呼留て〕^(抹消)「オ・イ／＼旅の人」
と呼留「二時間も懸たら向村迄着れましょう」と云
為知たれハ旅人ハ大に怒り「己^{オレ}か最前彼程繰返して
尋た時何故夫と知セなんだ此馬鹿爺め」と咎けるか
エソープは一向恐たる風もなく「貴方の歩行様を見
ぬ前にハ何様して二時間とも三時間とも云れましよ
うかい」と答しとそ

又折あらは後便に申上へし